

控 訴 状

令和5年5月8日

東京高等裁判所民事部 御中

控訴人指定代理人

本 村 行 広



生 貝 由 香 里



嶋 原 敏



河 本 岳 大 代



小 林 寛 代



久 保 田 貴 雄 代



安 藤 宏 弥 代



中 富 晶 子 代



上 田 博 亮 代



迎 雄 二 代



後 藤 賢 治 代



藤 田 智 行 代



蒲 地 康 成 代



瀬 浪 修代

宮 崎 喜 昭代

控訴人(第一審被告) 国

代表者法務大臣 齋 藤 健

上記控訴人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙のとおり)

部 付 本 村 行 広

部 付 生 貝 由 香 里

訟 務 官 嶋 原 敏

〒100-8973 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

出入国在留管理庁

部 付 河 本 岳 大

法 務 事 務 官 小 林 寛

法 務 事 務 官 久 保 田 貴 雄

法 務 事 務 官 安 藤 宏 弥

法 務 事 務 官 中 富 晶 子

〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766番地1

入国者収容所東日本入国管理センター

法 務 事 務 官 上 田 博 亮

法務事務官 迎 雄 二
入国警備官 後 藤 賢 治
入国警備官 藤 田 智 行
入国警備官 蒲 地 康 成
入国警備官 瀬 浪 修
入国警備官 宮 崎 喜 昭

被控訴人(第一審原告) デニズ・
(DENIZ

国家賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 22万円

貼用印紙額 4500円

上記当事者間の東京地方裁判所令和元年(ワ)第21824号国家賠償請求事件につき、令和5年4月20日判決の言渡しがあり、控訴人は、同日判決正本の送達を受けたが、同判決のうち、控訴人敗訴部分については全て不服であるから、控訴を提起する。

第1 原判決の表示

- 1 被告は、原告に対し、22万円及びこれに対する平成31年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを50分し、その49を原告の負担とし、その余は被告の

負担とする。

- 4 この判決は、第1項に限り、本判決が被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、被告が原告のために22万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記部分に係る被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

おって、控訴理由書をもって明らかにする。

附 属 書 類

- | | |
|---------|----|
| 1 控訴状副本 | 1通 |
| 2 指 定 書 | 1通 |

以上

(別紙)

送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号
九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

民事訟務部門 鳴原 宛て

電話	03-5213	-1293
FAX	03-3515	-7308